

(参考) 確定拠出年金制度の概況、制度見直し等について

- 1. 企業年金・個人年金制度の概況 … P. 2
- 2. 制度改正など … P. 24

令和8年7月1日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1. 企業年金・個人年金制度の概況



ひと、くらし、みらいのために

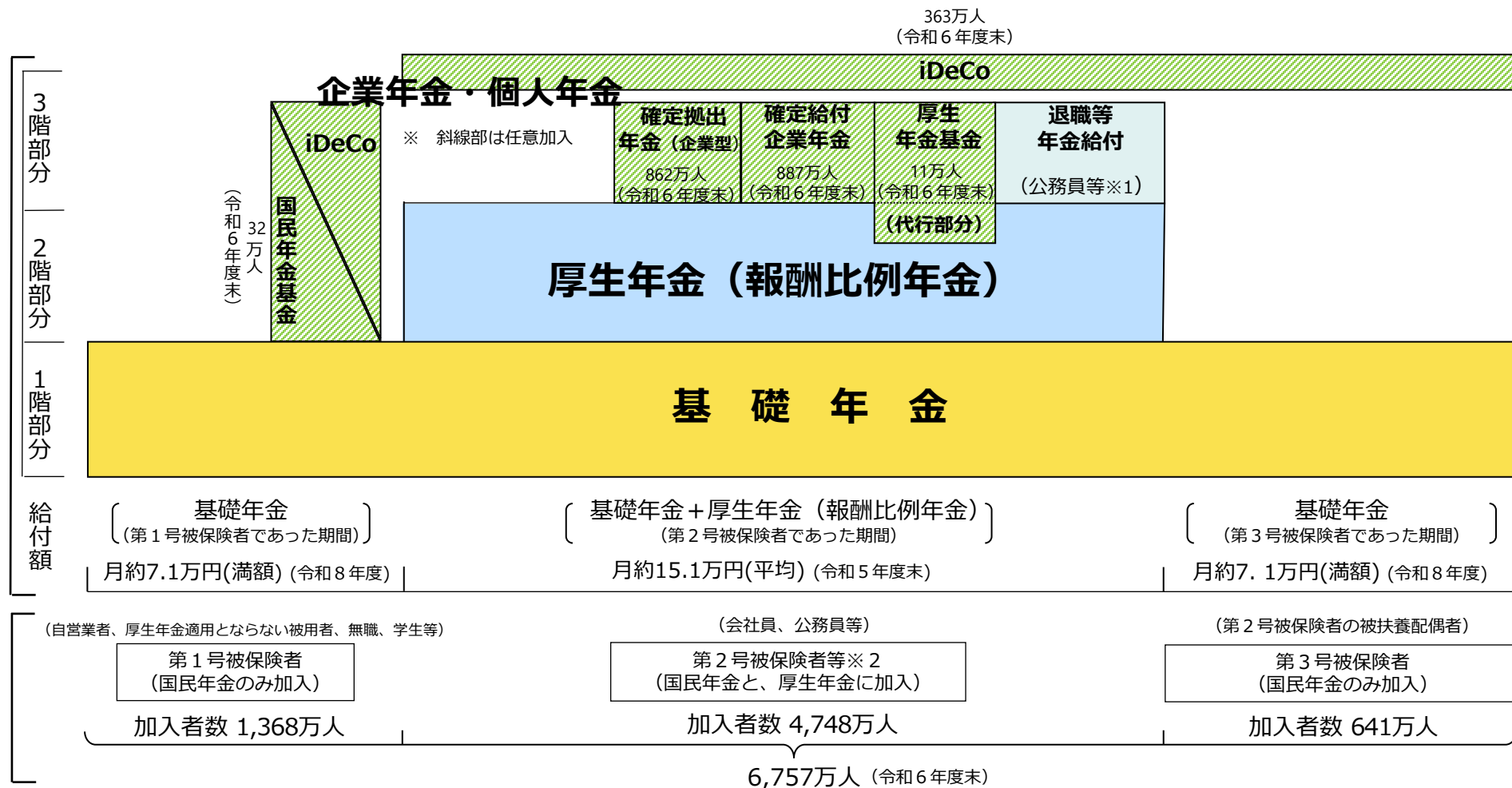


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金制度の仕組み

- 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

年金給付



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。

ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

企業年金制度の変遷①

退職金の普及

- 戦前、1936年に退職積立金及退職手當法が制定され、退職金支払原資の積立が強制されたが、1944年の厚生年金保険法の制定に伴い廃止。
- 戦後の経済復興期から高度経済成長期にかけては、厚生年金保険制度が未成熟であったこともあり、企業は優秀な労働力を確保する手段として、各社ごとに退職金を充実。
- 1959（昭和34）年、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的に、中小企業退職金共済制度の創設。

退職金費用平準化の要請と、税制上の「適格退職年金制度」の創設

- 1950年代半ば、退職金の支給額の増大に伴い、資金負担の平準化の観点から、年金制度を導入する企業が出現。
- この場合、企業の負担する掛金が損金に算入されず、損金扱いにする場合には掛金が追加給与とみなされ、従業員は実際には受け取っていない給与に対して所得税を支払わなければならないという問題が存在。
- この問題を解決するための税制改革の要望が高まり、1962（昭和37）年に税制上の「適格退職年金制度」の創設（※）。
（※）企業と金融機関が信託契約や生命保険契約を締結し、適正な年金数理などの適格要件を満たすものについて、給付時まで課税を繰り延べ。所得税の課税繰り延べ分を遅延利子相当分として運用時に課税（特別法人税）。

公的年金と退職金との調整の要請と、「厚生年金基金制度」の創設

- 厚生年金保険の給付水準の改善に際して、企業の退職金との調整が課題。
- 1965（昭和40）年の厚生年金制度改正（1万円年金の実現）に際して、企業年金に厚生年金保険の一部を代行させる「厚生年金基金制度」の創設（1966（昭和41）年10月施行）。
（※）一定水準までは運用時非課税で、公的年金と同様の税制上の取扱い。

企業年金制度の変遷②

「企業年金二法」の制定

- バブル経済の崩壊により資産運用環境は著しく悪化し、厚生年金基金等の積立不足が拡大。
- 1999（平成11）年から2年間、運用時の課税凍結（特別法人税の課税凍結）。その後も課税凍結の措置が繰り返されている。
- 2000（平成12）年の退職給付に係る新会計基準の導入もあり、厚生年金基金の代行返上を求める動き。
- 2001（平成13）年10月には、拠出建ての新たな企業年金である「確定拠出年金制度（DC）」、2002（平成14）年4月には、代行部分を持たない企業年金である「確定給付企業年金制度（DB）」の創設（厚生年金基金の代行返上を可能とし、適格退職年金で不十分だった受給権保護を強化）。

<既存制度に対する問題意識>

適格退職年金

厚生年金基金

退職給付を年金制度として実施する形で多くの企業が導入したが、バブル崩壊後の運用環境悪化等に伴い、企業年金をやめるケースが増加

<企業の経済活動環境の変化>

退職給付に係る新会計基準
(2000(平成12)年4月導入)

企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響

<社会経済情勢との関係>

新制度創設の要請

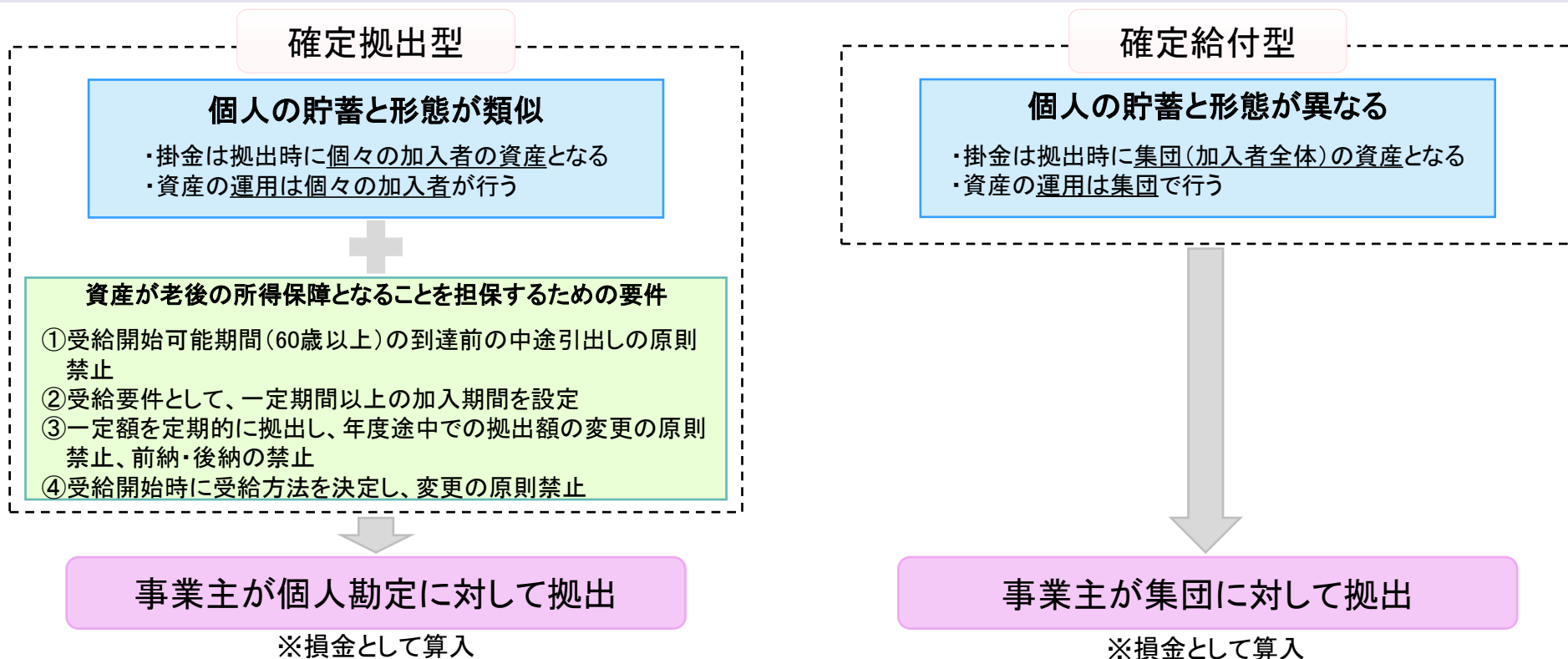
雇用の流動化にも対応できる制度創設の要請

確定給付企業年金制度(DB)
の創設

確定拠出年金制度(DC)
の創設

確定拠出年金の制度的特徴の考え方

- 確定拠出年金制度の創設の検討に際して、
 - ・ 拠出された掛金が個々の加入者の持分として明確化され、その持分について加入者が自らの選択によって自己責任で運用し、その運用の結果得られた資産額がそのまま給付額となること
 - ・ 加入者は預貯金や投資信託など通常の貯蓄商品から自由に選択した上で運用していく仕組みであること等から、これでは「貯蓄」と何ら変わらないのではないかという議論があった。
- こうした議論の中で、資産が老後の所得保障となることを担保するための要件を課すことで、確定給付型の「年金」と同等の税制優遇措置が認められることとなった。



企業型確定拠出年金の制度概要

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される私的年金制度。
- 企業型確定拠出年金は、原則企業が掛金を拠出し、資産の運用は加入者自らが行う。

<加入者>

- 厚生年金適用事業所の被保険者。
- 規約において加入者資格を設けることが可能であるが、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

<掛金>

- 規約で定めるところにより、事業主が掛金を拠出（加入者も事業主掛金と加入者掛金の合計額が拠出限度額を超えない範囲で拠出可能）。
- 拠出限度額は月額55,000円（他の企業年金（確定給付企業年金、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金、厚生年金基金）に加入している場合は月額55,000円－他制度掛金相当額）

<運用>

- 運用関連運営管理機関が選定・提示する運用商品（上限35本）から各加入者が資産を運用する商品を決め、個人ごとに資産管理（年金資産が個人ごとに管理されるため、各加入者が残高を把握できる。）

<給付>

- 60歳～75歳の範囲内で支給開始時期を選択可能だが、60歳未満の加入者等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能。
- 年金、一時金、年金と一時金の併用※を受給権者が選択可能。 ※運営管理機関により選択可能

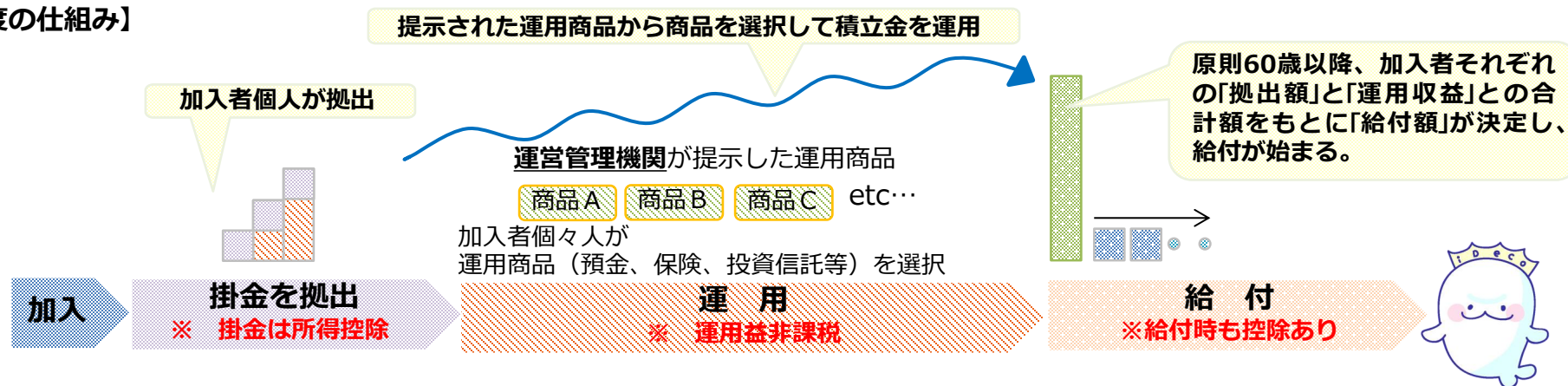
<その他>

- 中途引き出しは原則不可（資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能。）。
- 企業型確定拠出年金の運営において事業主が果たすべき役割・責任について法令で規定。

iDeCo（個人型確定拠出年金）とは

- iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）とは、個人で加入し、一定額を拠出のうえ、運用していくことで、最終的に拠出額と運用益により受取額が決まる年金制度。
- 原則60歳まで引き出すことができないが、他の用途に使うことなく確実に積み立てられるとともに、拠出する掛金が全額所得控除されるなど、手厚い税制優遇が設けられている。

【iDeCo制度の仕組み】



【加入可能要件】

国民年金被保険者

- ※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。）

【掛金】

加入者拠出（中小企業については、事業主も拠出可能）

- ※ 拠出限度額（令和6年12月1日時点）は、①第1号被保険者及び任意加入被保険者：月額6.8万円、②企業年金に加入している第2号被保険者：月額2万円、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者：月額2.3万円

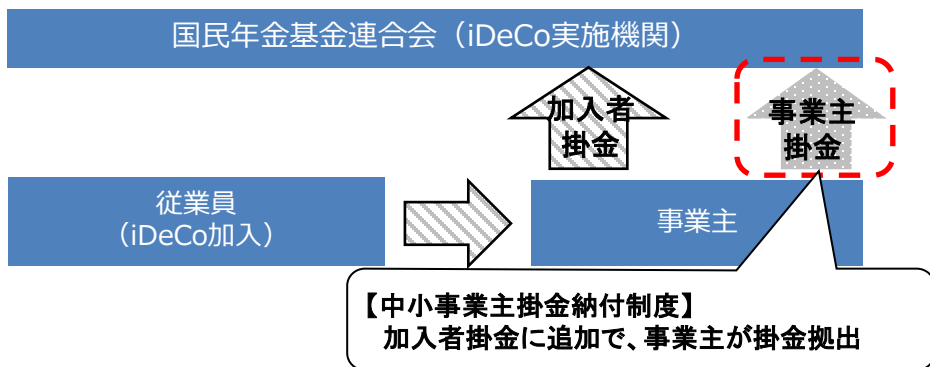
【受給可能年齢】

60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能（75歳到達時には自動的に裁定される。）

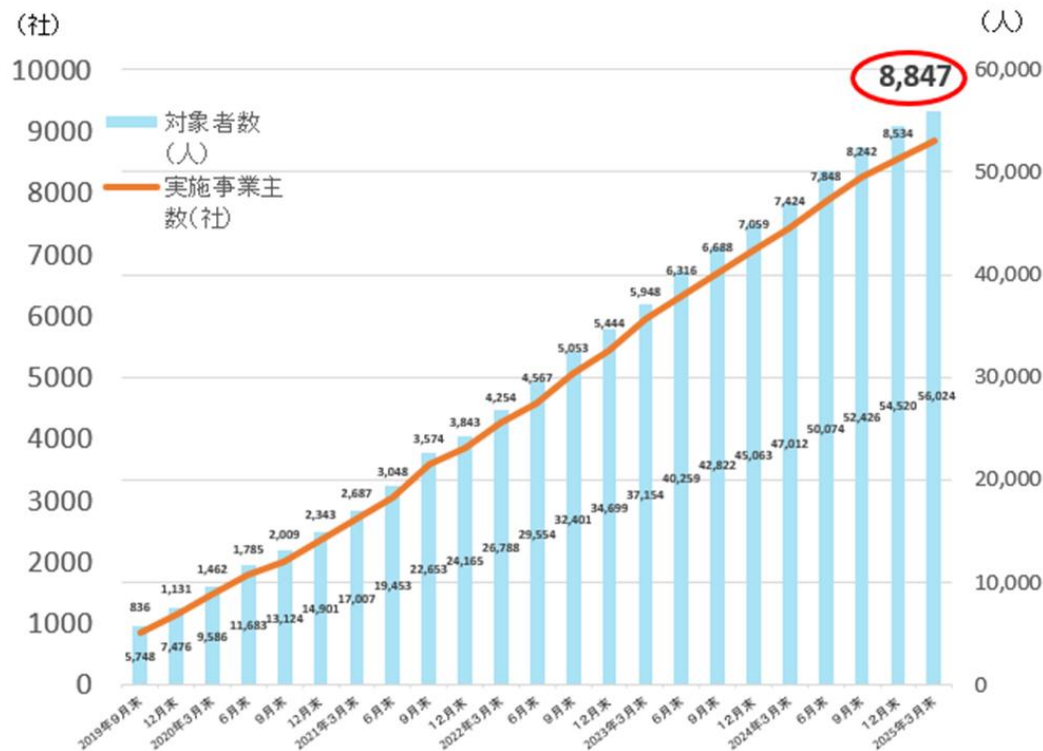
中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・ 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・ 中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・ iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・ 定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る



＜iDeCoプラスの実施状況＞



（出所）国民年金基金連合会調べ

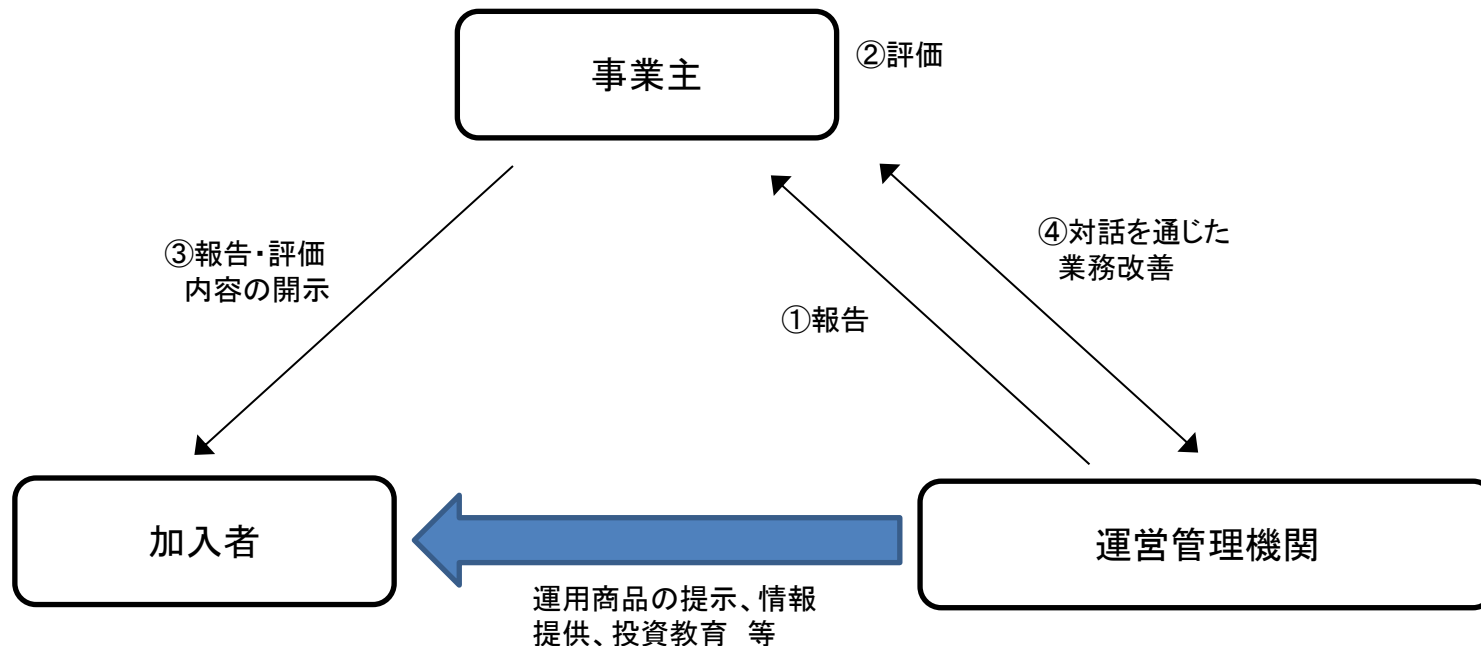
企業型DCにおける商品運用の方法の選定及び提示等のプロセス

- **事業主**は、運用関連業務（運用方法の選定、加入者への提示・情報提供）、記録関連業務（資産額等の加入者事項の記録等、運用指図の取りまとめ、給付裁定）を運営管理機関に委託することができる。
- **運営管理機関**は、運用の方法を3以上35以下で選定し、加入者等に提示する。運用の方法の選定および提示では、加入者等が真に必要なものに限って選定されるよう、運営管理機関と労使が十分に協議を行って運用の方法を選定・定期的な見直しを行う必要がある。
- 運用商品の選定や提示は、専門的な知見に基づいて運営管理機関が行うが、運営管理業務を委託している**事業主**は、提示を受けた商品ラインナップの案について加入者等の利益を考慮し、労使が十分に協議・検討を行い選定する。
- **事業主**は、導入後も定期的に商品ラインナップをモニタリングし、追加選定や除外について検討を行うことが求められている。
- 確定拠出年金は加入者等が運用の結果としての責任を負うことになるため、制度を導入している全ての**事業主**は、加入者等に適切な資産運用をするための情報提供として投資教育を行う必要がある。
- 事業主は、業務を委託している**運営管理機関**から業務の状況等について年1回以上定期的に報告を受けるとされており、報告された内容に基づいて対話を行い、加入者等本位の運営がなされるよう、必要に応じて改善の申入れを行う。
- 確定拠出年金法には、加入者等への忠実義務という観点から**事業主**の運営管理機関に対する監督責任について具体的に定められており、少なくとも5年に一度は運営管理機関の業務の遂行状況について評価を行い、必要な措置を講じることが必要。

※ なお、個人型の場合は、商品選定等について、国基連が運営に委託して実施しなければならない。

運営管理機関の選任と評価

- 企業型確定拠出年金においては、実施主体である事業主は、実務の多くを運営管理機関に委ねることとなる。
- その運営管理機関のサービスの内容等は加入者等の資産運用に影響を及ぼす非常に重要な要素であることから、制度導入時には、原則として複数の運営管理機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等を比較検討し、選任を行うこと、また、選任理由を加入者等に提示することを求めている(法令解釈通知)。
- また、運営管理業務を委託する事業主は、委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 事業主による運営管理機関の評価に際し、事業主が運営管理機関によって提供されているサービスの相対的な比較を可能とする等の観点から、運営管理機関が自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとした。



運営管理機関の具体的な評価項目

- 事業主が運営管理機関に委託している運営管理業務の評価すべき項目や手法は、企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育を運営管理機関に委託している場合はその充実度などにより、それぞれの事業主において異なるものであると考えられるが、少なくとも以下の具体的な評価項目について、運営管理機関から報告を受け、運営管理業務の実施状況について評価を行い、その報告内容や評価内容を加入者等に開示することが望ましい(法令解釈通知)。

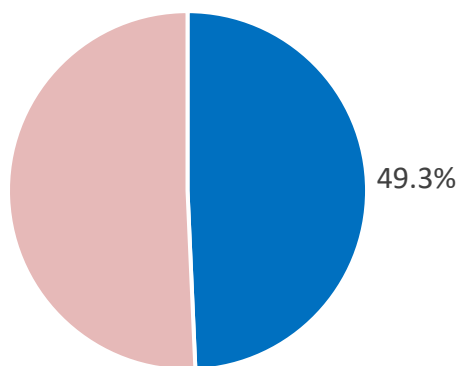
<具体的な評価項目>

項番	内容
①	提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
②	下記のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。 ・他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。 ・同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
③	商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
④	運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
⑤	確定拠出年金運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む。)、またその報告があったか。
⑥	加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況)。

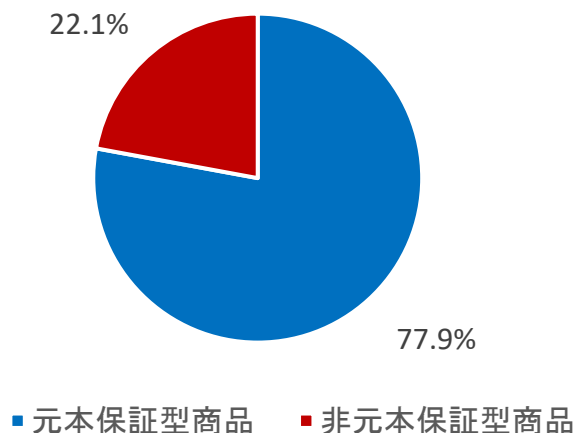
指定運用方法の設定

- 2016年改正において、加入者による運用の指図が行われない場合、一定期間(特定期間や猶予期間)を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備。
- 指定運用方法を設定している事業所の割合は全体の49.3%。うち、元本確保型商品を設定している事業所の割合は77.9%。指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合は、15.7%。

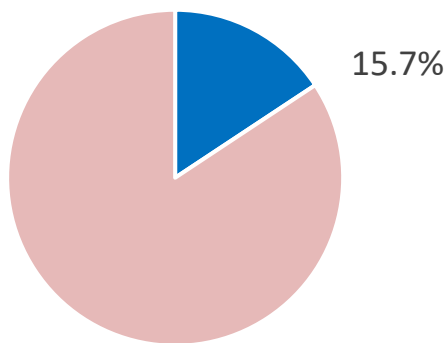
指定運用方法の設定事業所の割合



指定運用方法の商品構成 (事業所毎)



指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、 指定運用方法の適用加入者等の割合

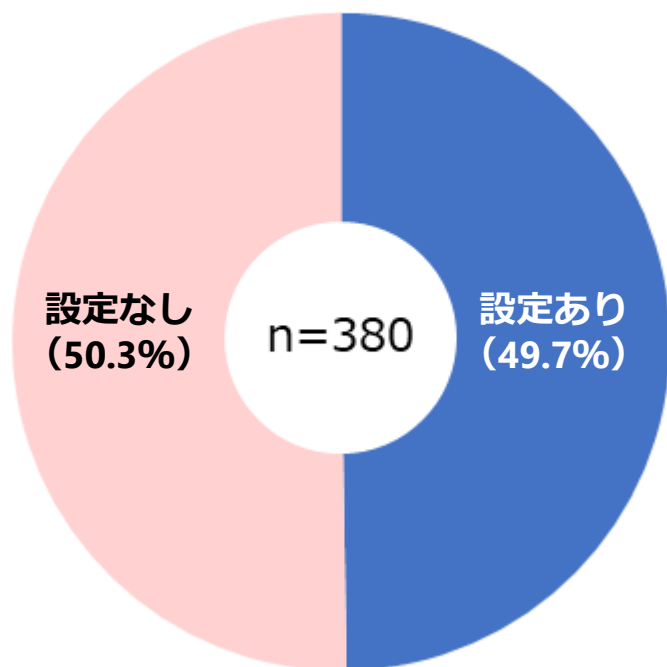


(出典) 令和6年度中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」を基に集計。

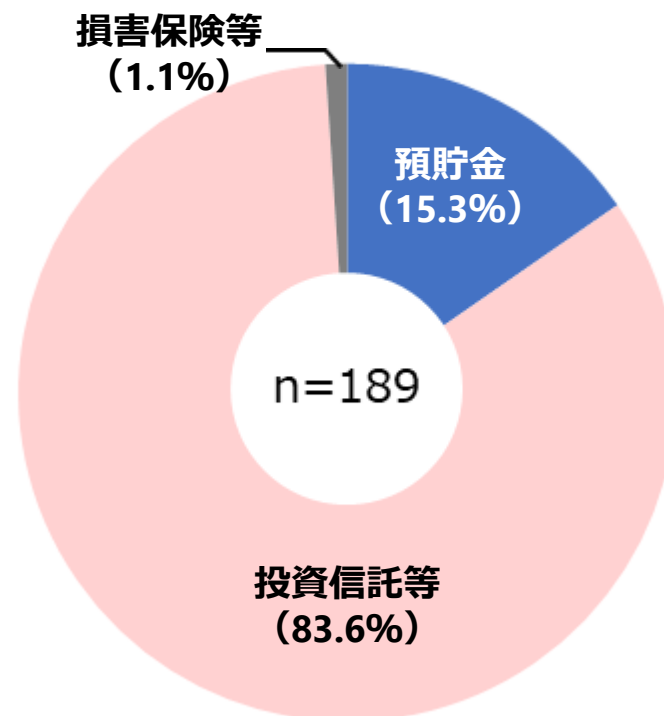
(参考) 指定運用方法の設定 (iDeCo)

- 個人型 (iDeCo) においては、加入者が初めて加入・移換する際に、運用商品を選択しなかった場合に購入される運用商品 (指定運用方法) を、運営管理機関の判断で選定・提示することが認められている。
- 指定運用方法を設定したプラン等は189あり、このうち投資信託等が8割超を占める (2026年4月時点)。

指定運用方法の設定状況

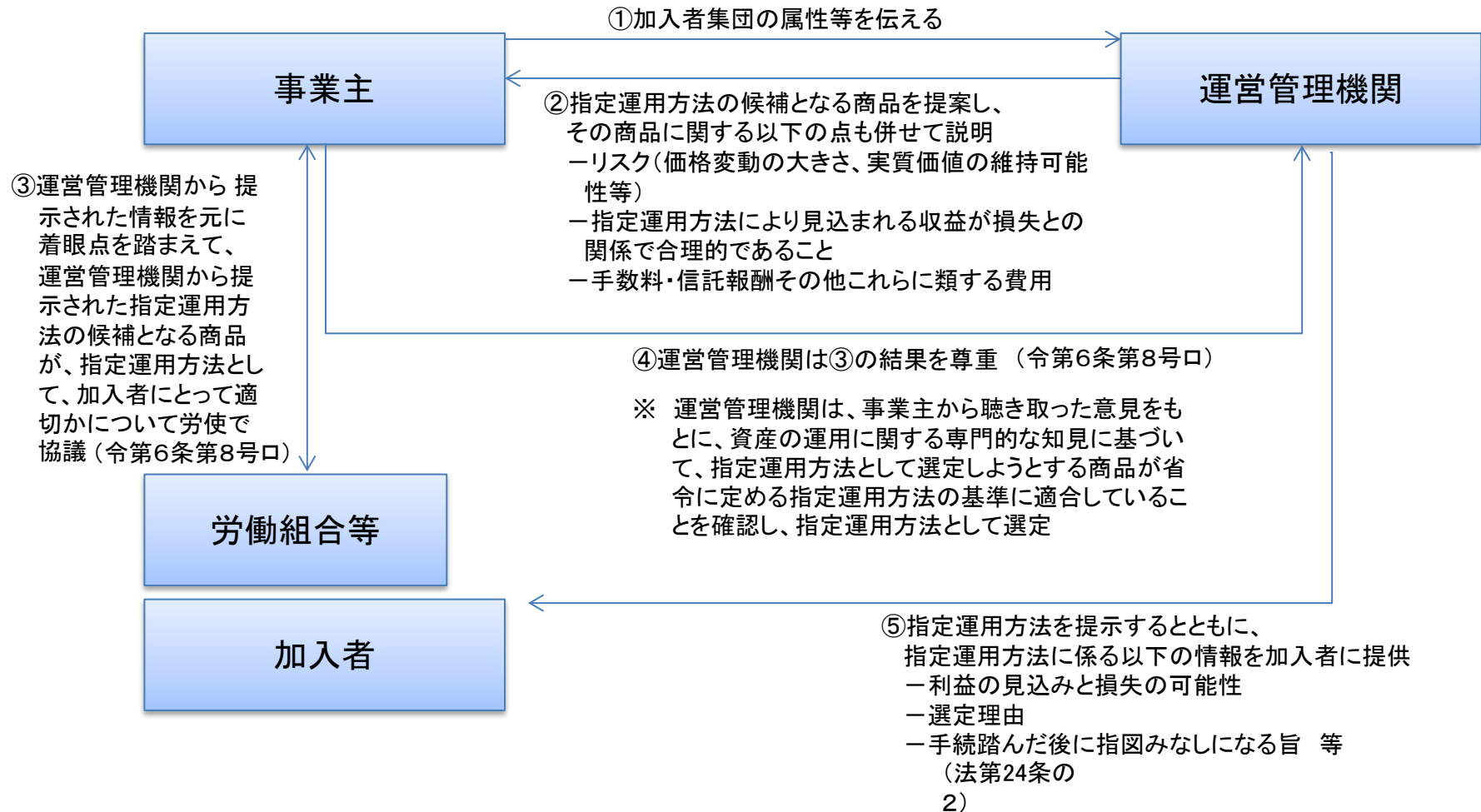


指定運用方法の商品



指定運用方法の選定・提示プロセス

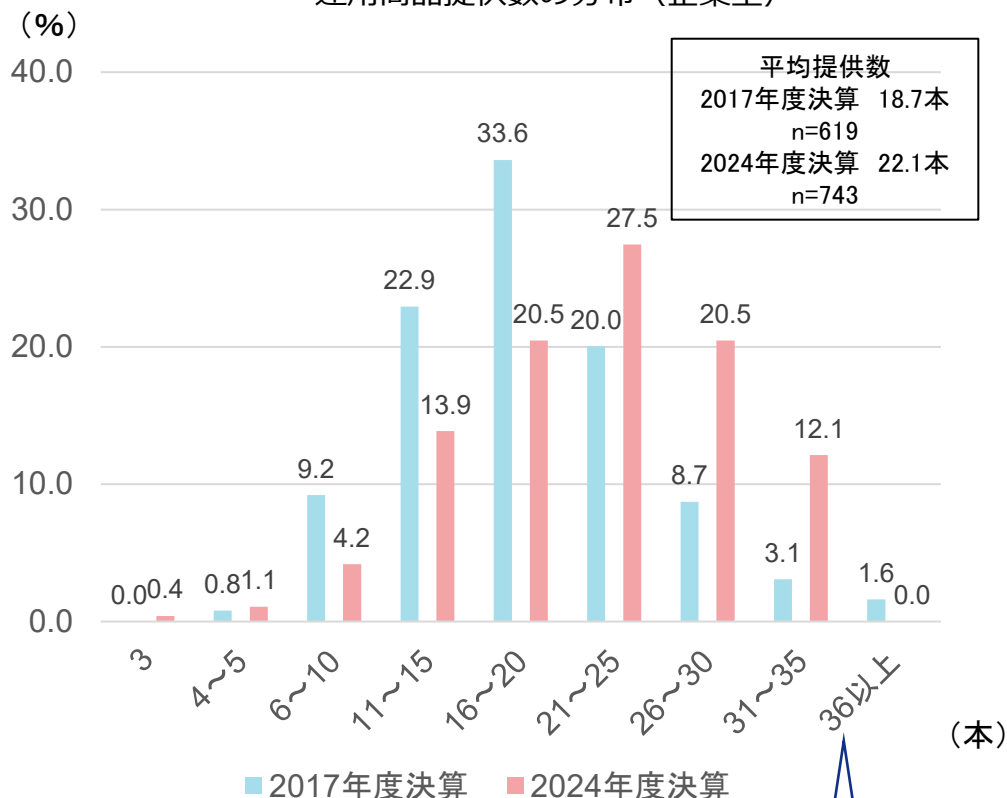
- 指定運用方法については、運営管理機関による選定・提示と、それを受けた労使での検討が基本となる。
- まずは事業主と運営管理機関の間で連携し、選定・提示の前提となる加入者集団の属性等についての情報を共有することが重要となる。



運用商品提供数

- 2018（H30）年の制度改正により、運用商品提供数について上限35本を設けることにより商品の厳選を促すとともに、商品除外要件を商品選択者の3分の2以上の同意に緩和を図った。また、その後の見直しにより、商品の除外方法の改善を行った。
- 2018年5月から5年間、施行前に提示していた提供数を上限とする経過措置を設け、商品の除外を進めてきた結果、経過措置終了後は全ての規約において上限の範囲内となっている。

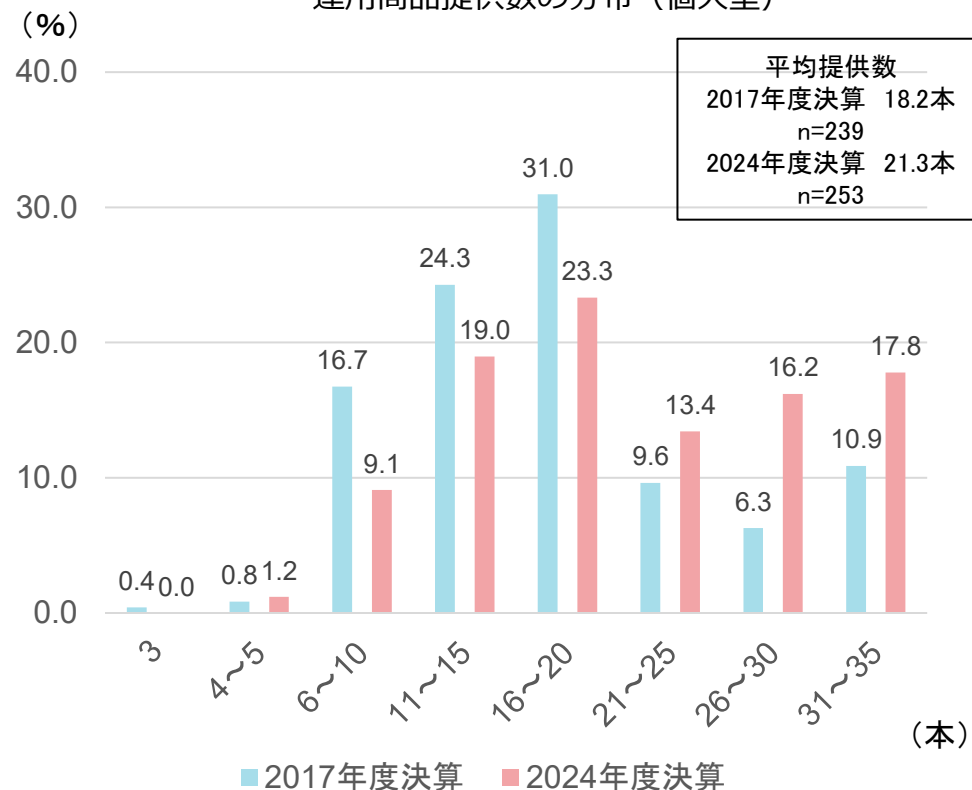
運用商品提供数の分布（企業型）



(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成

経過措置（2018～2023）終了までに商品の除外が行われ、現在は全て35本以内

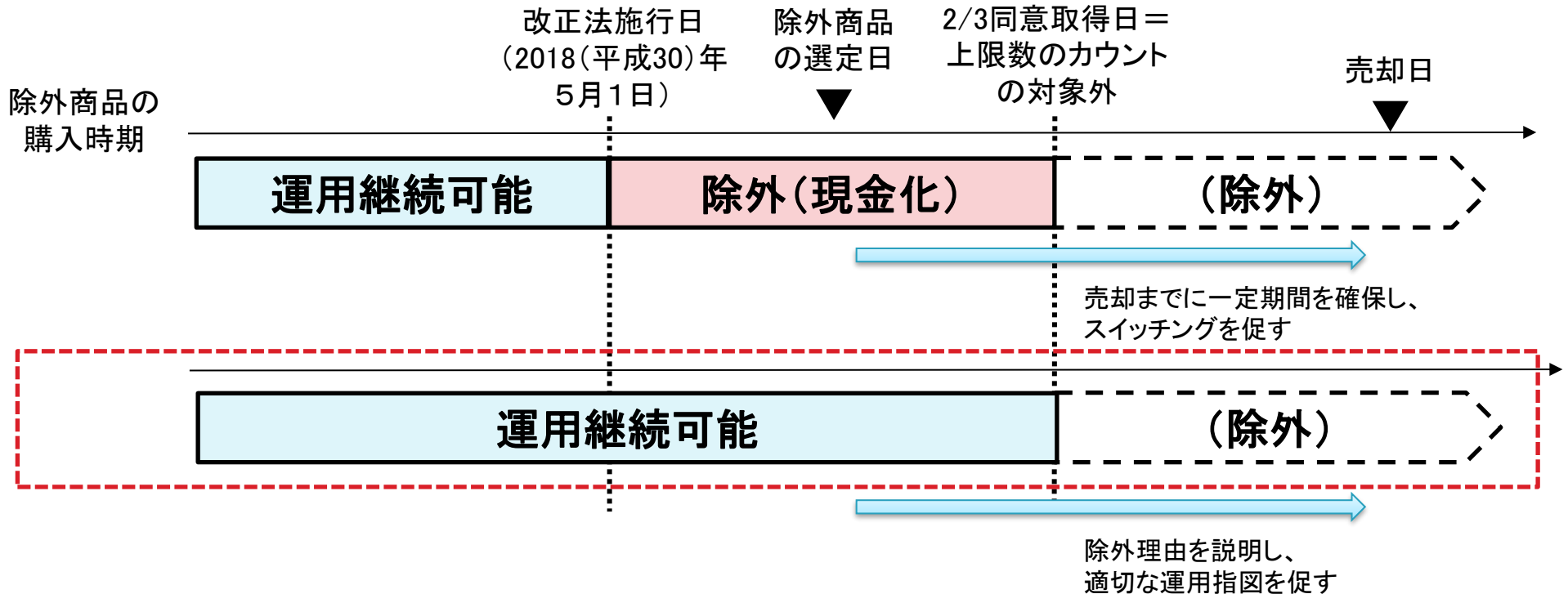
運用商品提供数の分布（個人型）



(出所) 国民年金基金連合会調べ

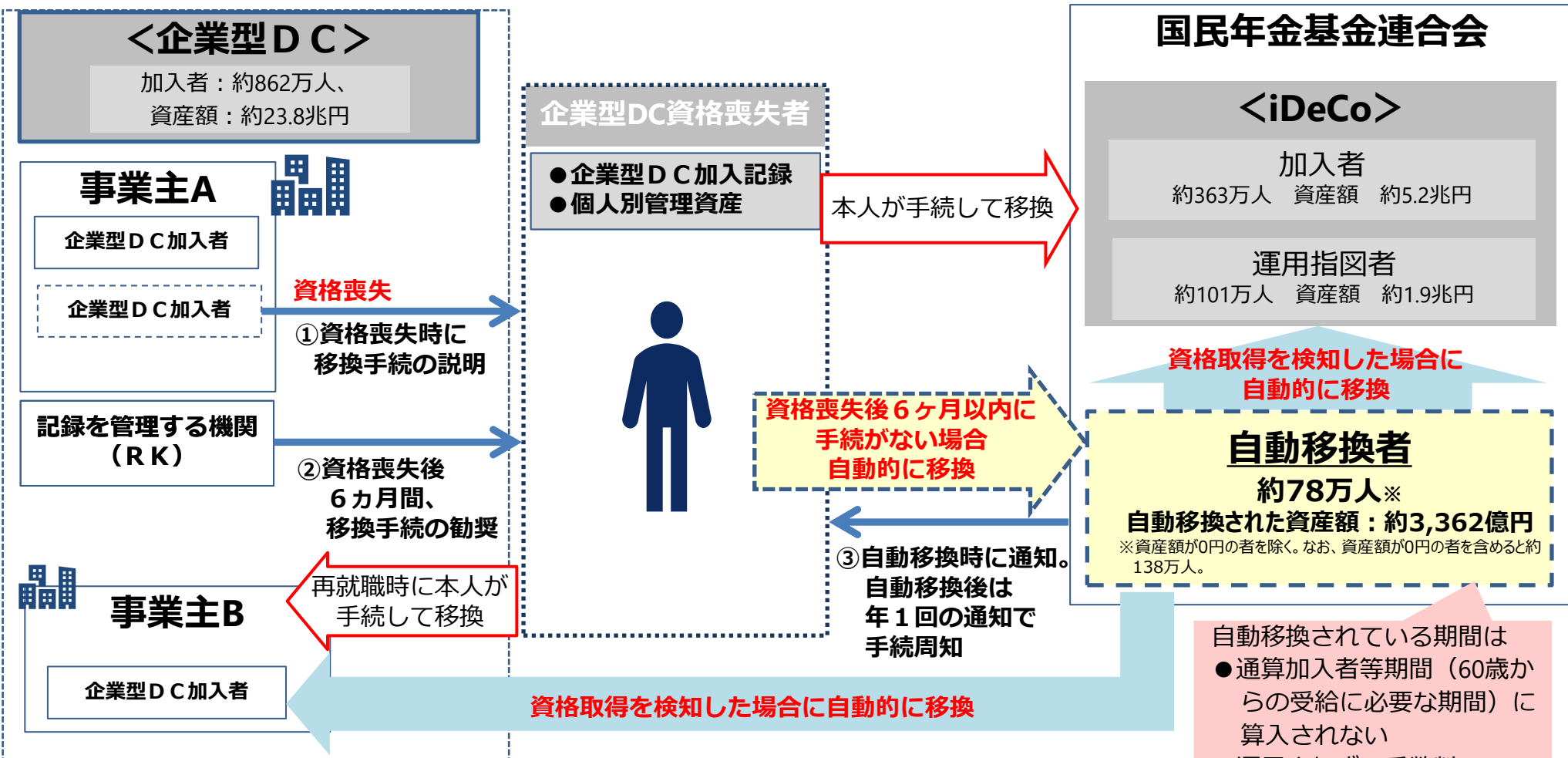
商品除外方法の改善 【2021年7月】

- 過去分の現金化を伴う現行の取扱いは、例えば、手数料などで除外対象の商品が同種の他の商品よりも劣っている場合には、望ましくない商品を保有し続けることを避けるといえる点では、適当な方法であると言える。
- 他方で、例えば、労使の協議を踏まえて商品構成を見直し、保険商品の本数を減らして代わりにリスク・リターン特性の異なる運用商品を追加する場合等は、必ずしも過去分の現金化を伴わない方法が適当な場合も考えられる。
- こうした点を踏まえ、商品除外の方法を改善し、必ずしも過去分の現金化を伴わない将来分のみを除外（＝過去分の現金化を伴わない「閉鎖型」）することもできるよう、対応の選択肢を追加した（法令解釈通知）。



現状のDCにおける自動移換の仕組み(概要)

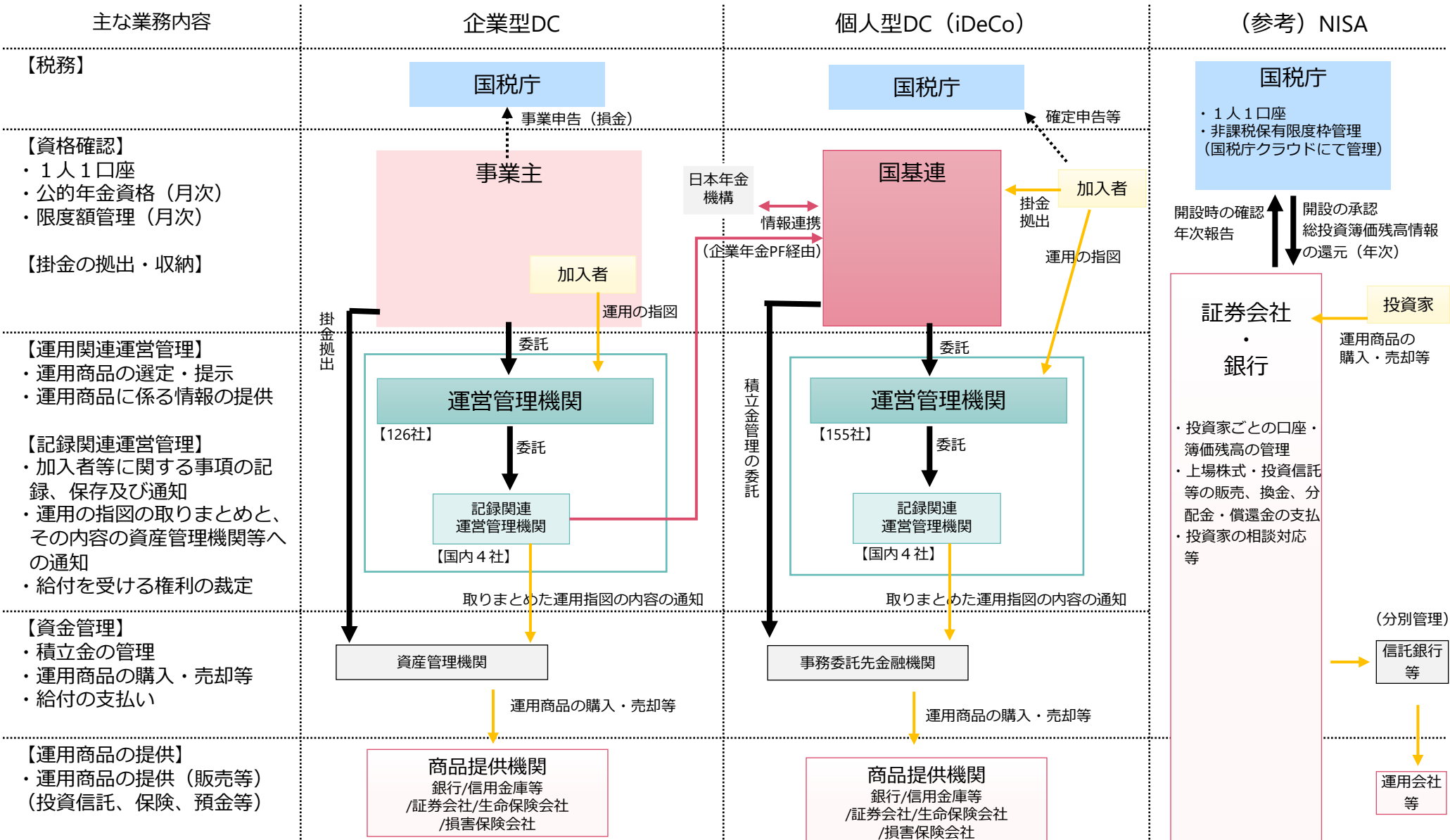
確定拠出年金（DC）制度は、「個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い」「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」するものであり、本人の関与が制度の基礎。



※数値は令和7年3月末時点

* 自動移換時に手数料4,348円、資産移換後に98円/月の手数料が発生
iDeCo加入時も移換手数料2,829円、管理手数料66円/月が必要

確定拠出年金制度のしくみ（イメージ）



確定拠出年金制度の主な業務内容

主な業務内容	業務の目的	企業型DC (老後の資産形成・年金)	iDeCo (老後の資産形成・年金)	(参考) NISA (資産運用・投資利益の 非課税制度)
<p>(1) 資格管理 【管理主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型DC：各事業主 ・iDeCo：国基連 <p>【主な管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1口座 ・公的年金資格を確認（資格要件） ・企業型DC、iDeCo等の合算管理（iDeCo側で確認・調整） ・限度額確認（月次） <p>※個人別管理資産の額は管理していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税優遇措置の実施のため、<u>資格・限度額の管理が必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚年被保険者資格の確認（加入時・随時） ・<u>拠出限度額の管理（月次）</u> ・掛金の拠出・収納 <p>* 厚生年金被保険者の記録の管理や収納の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国年被保険者資格の確認（加入時・月次） ・<u>厚年・企業年金の状況（加入時・月次）</u> ・<u>拠出限度額の管理（月次）</u> ・掛金の収納 <p>* 加入者の基本情報、掛金収納記録を管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設時の確認（国税庁側で口座状況を管理） ・投資家ごとの口座・簿価残高の管理 * 年次で総投資簿価残高情報を確認 ・資金の収納
<p>(2) 運営管理（運用関連） 【管理主体】</p> <p>主に運用関連運営管理機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型DC：126社 ・iDeCo：155社 <p>【主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用商品の選定・提示 ・運用商品に係る情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の選択肢を幅広く用意する観点から、<u>幅広い主体が参入可能</u> <p>* なお、<u>商品提供機関（販売会社等）から独立した立場</u>で、誠実公正に事務遂行する責務あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>専門的知識を有する運営管理機関に委託することが可</u> * 投資信託、保険商品、預金等 <p>* 金融機関以外も実施可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>専門的知識を有する運営管理機関に委託</u> * 投資信託、保険商品、預金等 <p>* 金融機関以外も実施可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社、銀行が商品の販売会社として商品を選定、販売 * 上場株式、投資信託 等
<p>(3) 運営管理（記録関連） 【管理主体】</p> <p>記録関連運営管理機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型DC：4社 ・iDeCo：4社 <p>【主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等に関する事項の記録（基礎情報、加入歴、個人別管理資産額等）、保存及び通知 ・運用の指図の取りまとめとその内容の資産管理機関等への通知 ・給付を受ける権利の裁定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化・責任の明確化の観点から、<u>事務を集約</u> <p>* 年金資産として、受給時までの加入履歴の管理が必要。</p> <p>* 各種の商品（投信、保険、預金等）への指図を集約して実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入記録の管理 ・運用の指図の取りまとめ、情報連携 ・給付の裁定 <p>* 加入者等に関する基礎情報、過去の加入歴、運用指図の記録、個人別管理資産額等を管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入記録の管理 ・運用指図の取りまとめ、情報連携 ・給付の裁定 <p>* 加入者等に関する基礎情報、過去の加入歴、運用指図の記録、個人別管理資産額等を管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座管理、年次の非課税保有額の管理 * 非課税保有額（簿価）の限度枠は国税庁にて管理
<p>(4) 資金管理 【管理主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行等 <p>【主な管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金管理 ・給付の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>資金の効率的な管理</u> <p>* 企業型DCでは、事業主は資産管理機関に資金管理業務を委託する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部積立金として、信託銀行等にて資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・積立金の管理を信託銀行に事務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行、証券会社が管理

諸外国との比較（DC拠出限度額管理・資格管理等）

	日本	米国	英国	カナダ	
主なDC制度	企業型DC 個人型DC (iDeCo)	職域年金 (401K) 個人年金 (個人退職金勘定 (IRA))	職域年金 個人年金	企業年金 (RPP) 個人年金 (登録退職貯蓄 (RRSP))	
制度の実施主体	事業主 国民年金基金連合会	事業主 金融機関 (個人が選択)	事業主 金融機関 (個人が選択)	事業主 金融機関 (個人が選択)	
加入資格の確認	国民年金・厚生年金加入者であることを確認 (基礎年金番号)	SSN (社会保障番号)	NI (国民保険番号)	SIN (社会保険番号)	
年間拠出限度額の管理	制度の実施主体 *原則1人1口座 (企業型・個人型)	個人管理 *複数口座保有可 *金融機関は口座ごと	個人管理 *複数口座保有可 *金融機関は口座ごと	税務当局が管理 *複数口座保有可 *各金融機関は口座ごと	
	企業⇄個人の合算管理あり *管理は (iDeCo側) に集約 (企業年金の額によってiDeCo拠出限度額が減額・停止される)	企業⇄個人の合算管理なし *職域年金に加入している場合、加入者の所得に応じ、IRAの所得控除可能額が縮小 *IRAの所得控除可能額の管理は個人が行い、税務当局が確定申告時に確認	企業⇄個人の合算管理あり *管理は個人が行い、税務当局 (歳入関税庁) へ申告) *2024.4.6以降生涯累計限度額は廃止 (年間拠出限度額のみとなった)	企業⇄個人の合算管理あり *管理は税務当局 (歳入庁) が行う	
拠出時の税制 (個人拠出分)	所得控除	所得控除	所得控除	所得控除	
拠出限度額超過時のペナルティ	なし *企業型・iDeCo各1口座のみであり、合算管理は、国基連によるiDeCo側の限度額調整にて実施しているため、原則的には生じない。	401k：拠出時及び給付時に二重の課税 IRA：ペナルティ課税 (超えた分について+6%)	超過分は課税 (所得控除の対象とならない)	企業年金：超過分の是正 個人年金：ペナルティ課税 (拠出限度額+\$2,000を超えると毎月1%)	
税務当局への申告・報告	(事業主掛金) 事業主が損金算入の上、税務署に申告 (加入者掛金) 事業主が源泉徴収 (年末調整を含む) の上、税務署に申告。または、納税者が確定申告により申告。 *iDeCoは国基連が基礎年金番号を元に限度額を管理し、控除証明書を作成 *多くは事業主の年末調整による対応であり、納税者自身の負担が軽減されている。	納税者は、税務当局への所得税申告時に控除額を申告 事業主・金融機関は、税務当局 (内国歳入庁) に拠出額を報告 *SSNを元に上記データを紐づけ	納税者は、税務当局に超過分について申告義務 事業主・金融機関は、税務当局 (内国歳入庁) に拠出額を報告 *NIを元に上記データを紐づけ	各事業主・金融機関は、税務当局 (歳入庁) に控除限度額を報告 *SINを元に上記データを紐づけ *納税者から確定申告等された情報を元に翌年の控除限度額が算定される	
拠出限度額	企業型DC： 月6.2万円 → 年74.4万円 個人型DC： 月7.5万円 (第1号) → 年90万円 月6.2万円 (第2号) → 年74.4万円 月2.3万円 (第3号) → 年27.6万円 月7.5万円 (第4号) → 年90万円 月6.2万円 (第5号) → 年74.4万円 *2026年12月時点	401k： 年\$72,000 うち本人\$24,500 *50歳未満 *キャッチアップ (50~59歳、64歳以上) \$8,000 *キャッチアップ (60~63歳) \$11,250 *2026年時点	IRA： 年\$7,500 *50歳未満 *キャッチアップ (50歳以上) \$1,100 *2026年時点	年£60,000 *高所得者については非課税の拠出限度額が縮小 *年齢別のキャッチアップ制度はないが、年近3課税年度分の未使用分についても拠出可能。 *2026年時点	年\$33,810 *拠出限度額は、前年度所得の18%と\$33,810とのいずれか低い方が適用 *年齢別のキャッチアップ制度はないが、過去の年度で使わなかった拠出枠は無期限で繰り越し (拠出可能年齢まで)。 *2026年時点

※2026年4月23日時点 厚生労働省年金局調べ

これまでのiDeCoの拠出限度額に係る制度の変遷

2026.12～
5号を新設

	制度発足（2000年～）	2017.1～（iDeCo加入対象拡大）	2024.12～ （DCとの合算は2022.10～）	2026.12～ （2号は共通枠化）
	<p>企業年金/企業年金がない者（個人型DC）</p>	<p>企業年金ある者も含めて個人型DCの活用が可能に</p>	<p>公平性の確保のため、企業年金の枠を活用可能に</p>	<p>公平性の確保のため、企業年金と個人型DC枠の共通化</p>
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○企業型DCは3.6万円、DBありの場合にはその1/2水準(1.8万円)に設定。 ○個人型DCは、国民年金第1号被保険者、企業年金のない第2号被保険者が対象。企業年金と併用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業型DCは5.5万円、DBありの場合には2.75万円。 ○個人型DCの対象を、企業年金がある者（公務員等共済加入者を含む）第3号にも拡大。 ○企業年金併用の場合、DC併用は2.0万円、DB併用は1.2万円を上限。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業型・個人型の合算管理の開始。 ※DBの他制度掛金相当額を含む。（DBに拠出限度額はない。） ※4号加入者（任意加入者）の創設は、2022年5月。 ○企業年金併用の場合には個人型は最大2.0万円まで拠出可能に。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業型DC6.2万円に。 ※5号加入者（60歳以上70歳未満の一定の要件を満たした者）の創設。上限6.2万円。 ○企業年金併用の場合には合算して6.2万円まで拠出可能に。
確認する情報 (国基連)	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金被保険者資格 ●厚生年金被保険者情報 ○企業年金の有無、種類 		<ul style="list-style-type: none"> ○企業年金の有無、種類、DC掛金額、DB掛金相当額 	
確認方法 (国基連)	<ul style="list-style-type: none"> ●機構との突合 ○事業主証明（加入時）【紙】 ○他年金状況調査（年次）【紙】 		<ul style="list-style-type: none"> ○企業年金プラットフォーム全面稼働（事業主証明の廃止） 	

国民年金基金連合会のiDeCo資格確認業務

情報入手先		【主体】国民年金基金連合会	
		<加入時> iDeCo加入申出情報	<月次> iDeCo加入資格情報
国基	<p>国基情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国基と合算し限度額超過していないか <p>不整合 → 不備返戻</p>	<p>国基情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国基と合算し限度額超過していないか <p>不整合 → 本人へ通知発送 (解消されない場合は拋出停止)</p>	
日本年金機構	<p>機構情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金番号・性別・生年月日 ○被保険者資格情報 ○保険料免除状況 ○付加保険料と合算し限度額超過していないか ○老齢基礎年金受給状況 <p>不整合 → 加入者資格不該当として本人へ通知発送</p>	<p>機構情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金番号・生年月日 ○被保険者資格情報 ○保険料免除状況 ○付加保険料と合算し限度額超過していないか ○老齢基礎年金受給状況 <p>不整合 → 拋出停止し、本人へ通知発送</p> <p>自動喪失し、本人へ通知発送</p>	
企業年金プラットフォーム	<p>PF情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業年金制度の加入状況 ○企業型と合算し限度額超過していないか ○企業型DCで年単位化・マッチングしていないか <p>不整合 → 加入者資格不該当として本人へ通知発送</p>	<p>PF情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業年金制度の加入状況 ○企業型と合算し限度額超過していないか ○企業型DCで年単位化・マッチングしていないか <p>不整合 → 本人へ通知発送 (解消されない場合は拋出停止)</p> <p>自動減額、又は拋出停止し本人へ通知発送</p> <p>拋出停止し、本人へ通知発送</p>	
RK	<p>RK情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○iDeCoの受給者でないこと <p>不整合 → 加入者資格不該当として本人へ通知発送</p>	<p>RK情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○iDeCoの受給者でないこと <p>不整合 → 自動喪失し、本人へ通知発送</p>	

原簿（国基連）と帳簿（RK）の整合性確認

加入可

拋出可

2. 制度改革など



これまでのDC制度改正

2001年6月

確定拠出年金法の成立（同年10月施行）

2004年10月

拠出限度額の引き上げ（企業型月額3.6万⇒4.6万円、個人型1.5万⇒1.8万円）

2010年1月

拠出限度額の引き上げ（企業型月額4.6万⇒5.1万円、個人型1.8万⇒2.3万円）

2011年8月

継続投資教育の配慮義務化

2012年1月

マッチング拠出の導入

2014年1月

企業型の加入可能年齢を65歳まで引き上げ

2014年10月

拠出限度額の引き上げ（企業型月額5.1万⇒5.5万円）

2017年1月

個人型の加入可能範囲の拡大（愛称を「iDeCo」に）

2018年5月

iDeCoプラスの実施

継続投資教育の努力義務化

運用の改善（指定運用方法、運用商品提供数の上限設定等）

2022年4月・5月

DCの受給開始年齢の選択幅拡大（4月）

DCに加入できる年齢要件見直し（5月）

2022年10月

企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和

2024年12月

DCの拠出限度額の算定方法の見直し（DB等の他制度掛金相当額の反映）



iDeCoの制度改正（2024年12月施行）と加入手続き

- 2024年末から、**iDeCoはさらに活用しやすい制度**になります。

拠出限度額 の引上げ

DB等の他制度に加入している方（公務員を含む）は、
拠出限度額が月額最大2万円までに変わります！

※企業年金の加入状況によっては2万円とならない場合があります

※企業年金に加入していない方、専業主婦（夫）の方は最大2.3万円
自営業者の方等は最大6.8万円の掛金を拠出することができます

(注) DB等の他制度に加入している方で納付方法が「毎月定額」以外の方は、変更
手続きが必要です。手続きをされなかった場合、掛金拠出が停止になります。
お手続きがお済みでない方はご加入の運営管理機関でお手続きください。

手続きの 簡素化

個人口座から掛金を拠出する場合は、
現在必要な**事業主による証明が不要に**
なります！

※給与天引きを希望される場合は、引き続き事業主による手続きが必要です



私的年金制度に関する今後の検討における主な視点（抄）

【経済・社会の変化】

- ✓ 働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化
 - ✓ 生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化
 - ✓ 高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり
-
- ✓ 高齢期の長期化
 - ✓ 長期化に伴う老後生活へのニーズの多様化

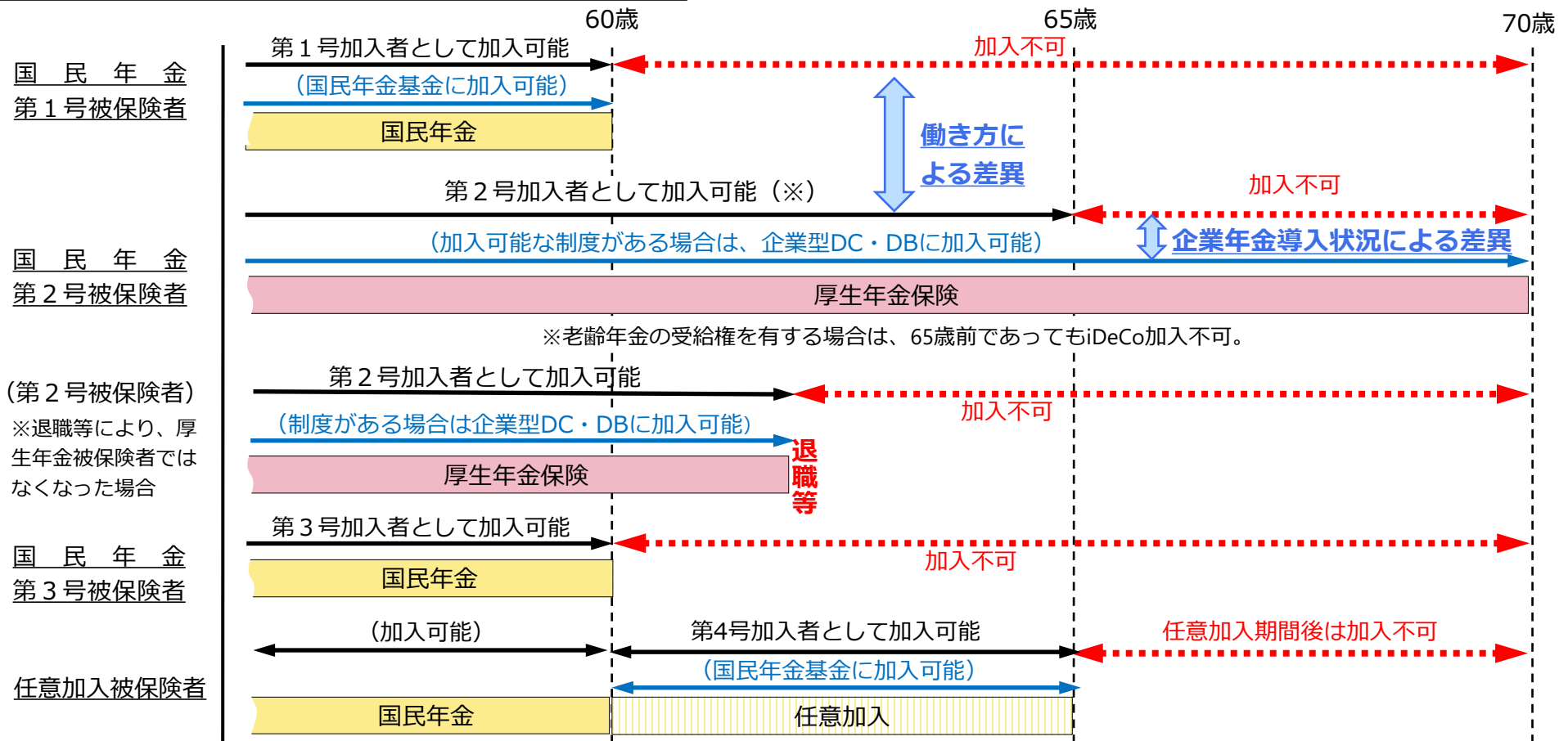
【経済・社会の変化と私的年金制度】

- 多様な働き方の中で、**早期から継続的に資産形成**を図ることができるようにする
- 個々の事情に応じて、**多様な就労と私的年金・公的年金の組合せ**を可能にする

60歳以降における現状の公的年金と私的年金の関係

- 自営業者等の国民年金第1号被保険者と会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者ではiDeCo加入可能年齢が異なるため、60歳以降の働き方によって私的年金を活用できる期間が異なる。
- 会社員や公務員等の国民年金第2号被保険者は原則65歳以降はiDeCo加入資格を失うため、65歳以降の厚生年金被保険者は企業年金の導入状況により、私的年金を活用できる期間が異なる。

iDeCo加入資格と私的年金を活用できる期間



※65歳未満の国民年金任意加入者もiDeCoに加入可能であるが、納付済期間が480月に到達するまで

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要

改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

1. 被用者保険の適用拡大等

- ① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
- ③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。

3. 遺族年金の見直し

- ① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。
- ② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる（※）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。

5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

- ① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。
- ② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

II. 私的年金制度の見直し

- ① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
- ② 企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

III. その他

- ① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
- ② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。
- ③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。

施行期日

このほか、遺族年金の受給要件に係る国民年金法附則第9条第1項のほか、同法、厚生年金保険法、協定実施特例法、確定給付企業年金法及び社会保険審査会法等について、令和2年改正法等で手当する必要があった規定の修正等を行う。

令和8年4月1日（ただし、I 5・Ⅲ③は公布日、I 1③は令和8年10月1日、I 4（68万円へ引上げ）は令和9年9月1日、I 1④（企業規模要件）は令和9年10月1日、I 1④（賃金要件）・Ⅱ①は公布から3年以内の政令で定める日、I 4（71万円へ引上げ）は令和10年9月1日、I 3・Ⅲ④は令和10年4月1日、I 4（75万円へ引上げ）は令和11年9月1日、I 1②は令和11年10月1日、Ⅲ②は公布から4年以内の政令で定める日、Ⅱ②は公布から5年以内の政令で定める日）

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ

改正の概要

現在、iDeCoに加入するためには、国民年金被保険者であって、かつ、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していないという要件があるが、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて老後の資産形成を継続できるようにするため、現在の要件に加え、国民年金被保険者以外の者であっても、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、以下の要件を満たす者にiDeCoの加入・継続拠出を認める。

①iDeCo加入者

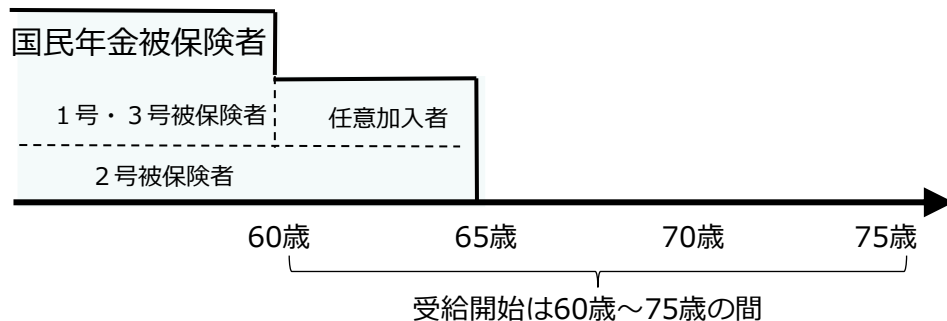
②iDeCo運用指図者

③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

・上記の①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者
なお、経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であってもiDeCoの加入が可能

■現状

- ・国民年金被保険者
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



■iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

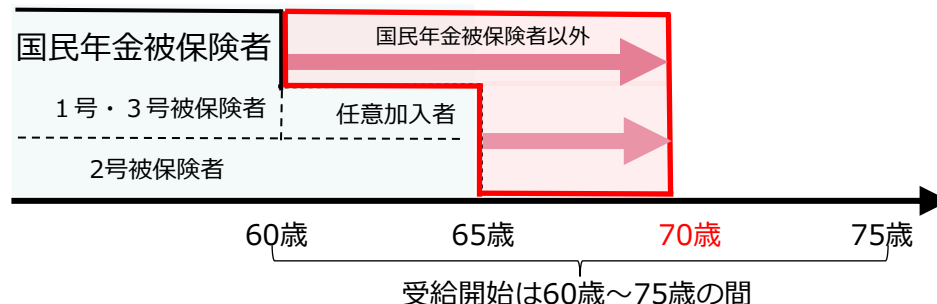
①iDeCo加入者

②iDeCo運用指図者

③企業年金からiDeCoに資産を移換する者

施行日から3年を経過する日までは、左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能

- ・上記の①～③いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者（※2）（※3）、マッチング拠出を実施していない者



※1 企業年金等がある者は、企業年金等と合計して6.2万円が上限

※2 老齢基礎年金を繰り下げて老齢厚生年金を受給する者は加入可能

※3 施行日までに老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給した場合は加入不可

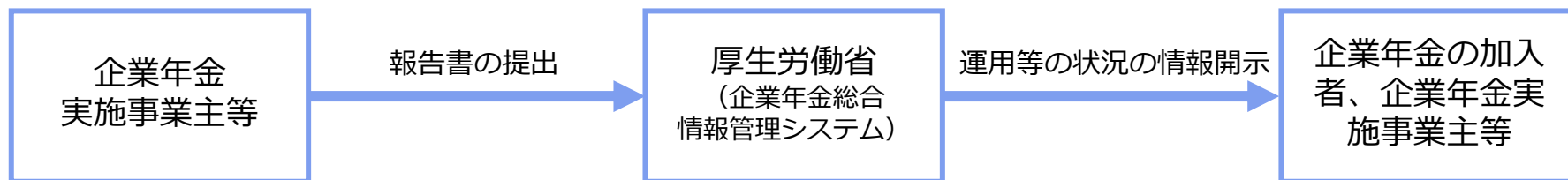
企業年金の運用等の見える化（情報開示）に係る制度見直し

改正のねらい

- 現在の制度では、企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への報告書の提出義務もありますが、一般には公開されていない状況にあります。
- このため、こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

【見直しの内容】 〈公布から5年以内の政令で定める日施行〉

- 企業年金の運用の見える化（情報開示）として、厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開することとする。



企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

企業年金の運用等の情報開示においては、次のような開示方法、開示項目が考えられる。

○DBの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）
 - ※ 運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・ 開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）

○DCの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（RK経由の報告を想定）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・ 開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- ・ 上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

企業年金の運用の見える化（情報開示）

○企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるよう、制度を見直し。

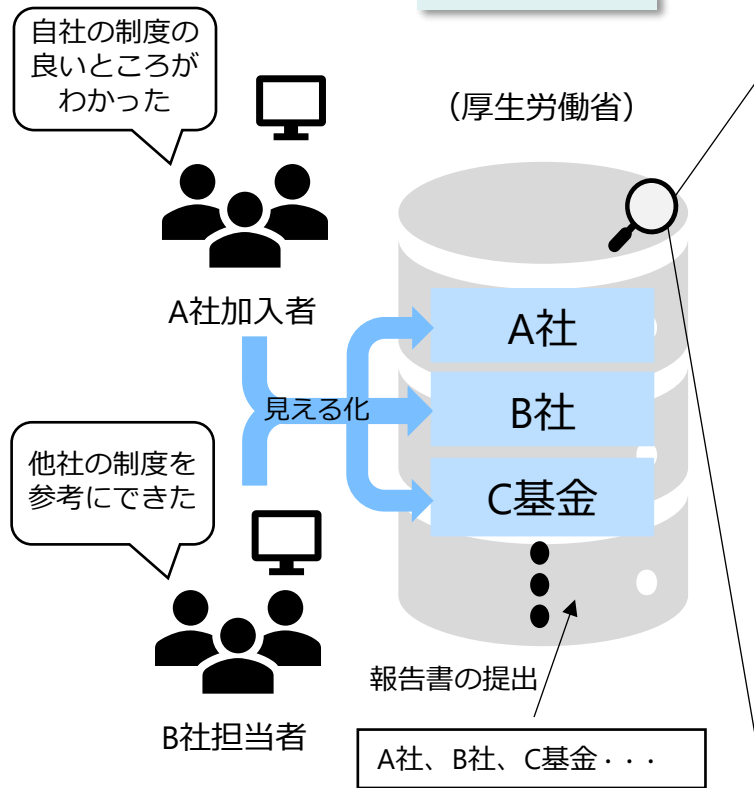
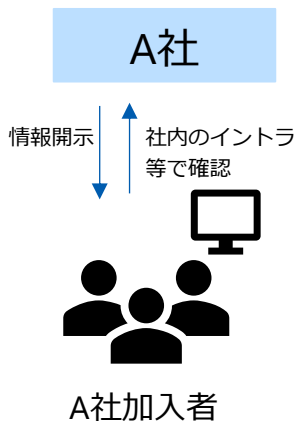
→ 令和9年度 新システムの稼働（企業年金から報告書のオンライン提出を開始）予定

《これまで》

《制度見直し後》

開示システム
(厚生労働省)

個社別の開示情報（イメージ）



<メリット> ○ 他社との比較により自社の理解を深める
○ 制度としての運営改善

●●確定給付企業年金

基本情報	基金・事業所名	●●●
	制度開始月	●年●月
	実施事業所数	●事業所
	加入者数	●人
	...	

制度設計	給付額的设计	最終給与比例
	予定利率	●%
	...	

給付実績	老齢年金	件数●件	総額●円
	...		

財政状況	積立金	●円
	標準掛金	●円
	...	

資産運用状況	資産構成割合	
	運用実績	
	実施体制	
	...	

●●株式会社の企業型確定拠出年金

制度情報

規約名（規約承認番号）	●●プラン
事業所の制度開始月	●年●月
運営管理機関	
運用関連業務	●●銀行
記録関連業務	●●●
加入者数	●人
掛金総額	●●円
...	

運用の方法・運用の指図にかかるとる情報

商品名	種類	資産額	加入者数	..
●●●	投信	XXX	●人	..
▲▲▲	投信	XXX	●人	..
■ ■ ■	保険	XXX	●人	..
◆ ◆ ◆	預金	XXX	●人	..
...

企業型DCの拠出限度額の拡充

改正のねらい

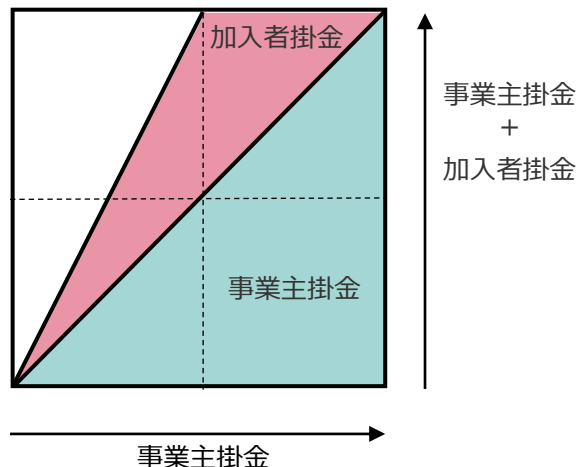
- 企業型DCの加入者は、事業主の拠出に上乗せして加入者掛金を拠出すること（マッチング拠出）が可能ですが、マッチング拠出における加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないという制限が設けられています。
- 事業主掛金の額によらずに、加入者がそれぞれの状況に応じ拠出限度額の枠を十分に活用し老後の資産所得の確保が可能となるよう、当該制限を撤廃します。

【見直しの内容】〈令和8年4月1日施行〉

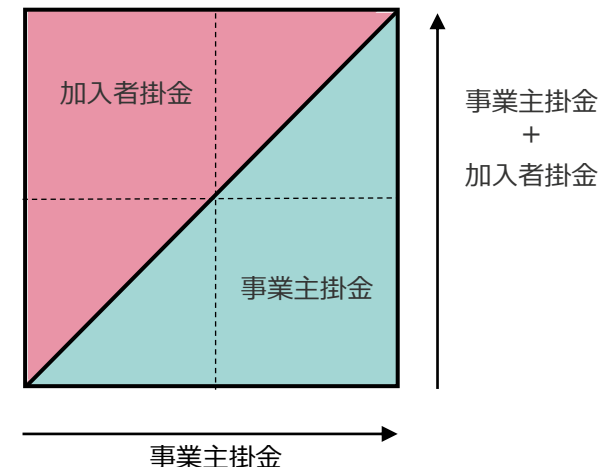
- 企業型DCのマッチング拠出における加入者掛金の限度額については、事業主拠出が原則であるという企業年金の性質を踏まえ、事業主掛金額を超えない範囲内で認めることとされてきた。また、マッチング拠出を行った場合にはiDeCoの加入はできない。
- 現状、企業型DCは、若年層や転職により勤続年数が短い者等の事業主掛金額が低い傾向があるため、そうした方々は、マッチング拠出における加入者掛金を多く拠出できないという制約が生じている。
- このため、マッチング拠出における加入者掛金の限度額について、事業主掛金の額を超えてはならないという制限を撤廃する。

マッチング拠出のイメージ（企業型DCのみに加入している場合）

【現行制度】 加入者掛金は事業主掛金を超えられない制限がある。



【見直し案】 事業主掛金の額によらずに、加入者がそれぞれの状況に応じ拠出限度額の枠を活用し老後の資産所得の確保が可能



簡易型DC制度の見直し

改正のねらい

- 中小企業における確定拠出年金（DC）の活用状況を踏まえ、2018年に中小企業向けに創設された簡易型DC制度において適用されていた手続の簡素化のうち、一部については通常の企業型DC制度に適用することとし、中小事業主を含めた事業主全体が取り組みやすい設計に改善します。また、簡易型DC制度については通常の企業型DCに統合します。

【見直しの内容】〈令和8年4月1日施行〉

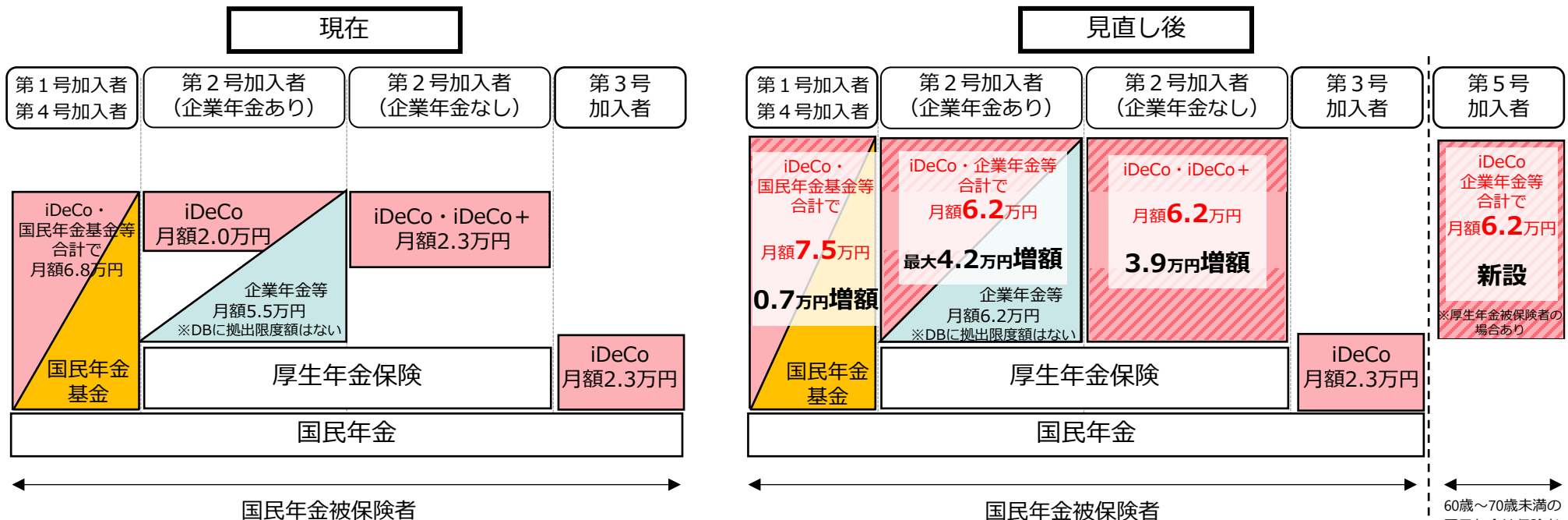
- 簡易型DC制度は、企業年金の実施率が低下傾向にある状況下において、企業年金の普及・拡大を図る上では、中小企業が取り組みやすい制度設計が重要であることから、2018年に創設された。
- 中小企業が取り組みやすい制度設計（事務負担軽減等）として、設立条件のパッケージ化（全員加入・定額掛金等）と、設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和を行った。このうち、「設立条件のパッケージ化」については、手続の負担軽減を行うための要件の簡素化が、個々の中小企業のニーズと必ずしも合致しなかった。また、「設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和」については、引き続き中小企業が企業型DCを実施する際のニーズはあるものと思われる。
- このため、簡易型DC制度で適用されていた手続の簡素化のうち、一部については通常の企業型DC制度に適用することで、通常の企業型DCについて中小事業主を含めた事業主全体が取り組みやすい設計に改善し、簡易型DC制度については通常の企業型DCに統合する。

		企業型確定拠出年金（企業型DC）	簡易型DC
事業主の条件		事業主	従業員300人以下の中小事業主
拠出の対象者		厚生年金被保険者 ※職種によって加入是非の判断は可能	すべての厚生年金被保険者を加入者とする ※職種によって加入是非の判断は不可
掛金	事業主拠出	定額・定率 ※ 規約で定める方法	定額
	加入者（従業員）拠出	マッチング拠出における加入者掛金額は2つ以上の額から選択	マッチング拠出における加入者掛金額は単一の額
商品提供数		3本以上35本以下	2本以上35本以下
申請書類		—	一部の添付書類の省略が可能

添付書類の簡略化の一部を通常の企業型DC制度に適用し、
中小事業主を含めた事業主全体が取り組みやすい設計に改善。
簡易型DC制度については通常の企業型DCに統合。

iDeCo 拠出限度額の引き上げ

<iDeCoの拠出限度額の引き上げのイメージ>



<iDeCoの加入対象者の区分>

第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）

第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）

第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）

第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）

第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

60歳～70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者